

令和2年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けQ & A

44	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	他の補助事業との関係	広域型施設が「①介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」の補助と併せて補助を受けることは可能か。	本事業は設備整備（介護ロボット・ICT導入）である一方、大規模修繕への補助事業は施設整備であり、同じ施設が、国費による補助金または交付金を重複して受けているわけではないため、可能である。 なお、本事業は、大規模修繕を施設の自己負担のみで行う場合も対象となる。
45	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	他の補助事業との関係	1つの法人が、地域密着型施設等の創設補助（既存の施設整備費）＋広域型施設の大規模修繕（①の補助）＋ロボット・センサー・ICTの導入支援補助（④の補助）の3つを併せて受けることは可能か。	可能である。
46	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	他の補助事業との関係	介護従事者確保分にある既存の「介護ロボット導入支援事業」と「ICT導入支援事業」が拡充されているが、大規模修繕を行う際の本事業との違いは何か。	「介護ロボット導入支援事業」と「ICT導入支援事業」は、介護ロボット・ICTの幅広い普及を目的としており、補助額が少額かつ導入台数に限度ある。 一方で、本事業は大規模修繕時に限定されるが、施設の大規模修繕時にあわせて、介護ロボット・ICTの必要台数を一括して導入でき、施設に効率的に必要な台数を補助することができると考えている（本事業は、1事業所に対する補助限度台数が利用定員の2割までという要件はない）。
47	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	他の補助事業との関係	介護従事者確保分の「介護ロボット導入支援事業」や「ICT導入支援事業」と本事業と同時に受けることは可能か。	同時は不可であるが、事業年度が異なる場合は許容される。
48	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	「大規模修繕」の定義	大規模修繕の規模について、金額の定めはあるか。金額など規模要件を示さないと、ロボット・センサー、ICT導入ありきの模様替でも補助対象となってしまうのではないか。	個々の施設により老朽化等の事情が様々であるため、金額の設定は行わない。また、大規模修繕に模様替は含まれない。 なお、大規模修繕（①）と介護ロボット・ICT導入（②）には親和性があることを踏まえて補助することとしたものであり、例をあげると次のとおりであるが、以下に例示する以外の取組も補助対象となることに留意すること。 （例） ・天井等の内装改修や電気設備の改造（①）と見守りセンサーの導入に伴うWi-Fi工事（②） ・給排水設備の改造工事（①）と排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ（②） ・浴室の改修工事（①）とロボット技術を用いて浴槽を出入りする際の一連の動作を支援する機器（②）
49	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	リース費用	介護ロボット・ICTのリース費用も対象となるか。対象となる場合、補助対象時点が施設大規模修繕時とのことだが、複数年度分も対象か。	リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（リース開始から3月末までの最大1年分）に限る。
50	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	現行の取扱い	拡充とあるが、現行の開設備経費でも介護ロボット・センサー、ICTの購入は補助対象と理解していいか。大規模修繕時に購入する場合のみが対象となるのか。	現行でも、施設で必要となる設備が幅広く対象であり、介護ロボット・センサー、ICTも対象となり得る。
51	⑤特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援	対象施設	既に特別養護老人ホームのプライバシー保護改修を行なっている場合において、併設ショートステイのみプライバシー保護改修を行うことは可能か。	可能である。この場合、特別養護老人ホームが助成を受けているかどうかは問わない。 また、令和2年度以降に、特別養護老人ホームと併設ショートステイ両方について助成を受けようとする場合、整備床数単位の補助単価としているため、同じ年度である必要はなく、実施順序も問わず、いずれかが助成を受けていなくてもよい。
52	⑤特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援	対象施設	ユニット型特別養護老人ホームに併設されるショートステイであっても、ショートステイ用居室が多床室であれば、対象となるのか。	ショートステイの居住環境の質向上につながるため、対象となる。
53	⑥介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援	対象設備	どのようなものが備品として購入可能か。	高齢者の防災に対する意識の共有を図るために必要な備品が対象である。 このため、防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費が対象となる。一方で、防災用ヘルメット・毛布、バランスボール等の健康器具、血圧計・握力計・体温計等は対象とならない。
54	⑥介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援	対象設備	「映像機器」には、プロジェクター、スクリーン、DVD機器、テレビ、パソコン、ビデオカメラ、デジタルカメラなどを含めてよいか。	高齢者の防災に対する意識の共有を図るために必要な備品と判断できるのであれば、含めてよい。
55	⑥介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援	対象経費	会場使用料（エアコン使用料なども）は、補助対象になるか。	体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、防災の意識啓発の機能を付加するものであるため、土台となる介護予防拠点の会場使用料や光熱水費は補助対象にならない。
56	⑥介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援	1箇所あたり	「1箇所あたり10万円が最大補助単位」とあるが、この「1箇所」は、通いの場の会場数と考えてよいか。それとも、「日常生活圏域ごとに1箇所」などの考え方があるのか。	複数の介護予防拠点（団体）が同一の会場を利用している場合には、補助を受けて購入する備品は共用が可能であるため、1箇所とは1会場と捉えること。